

訪問介護事業所 管理者 各位  
介護予防訪問介護サービス 管理者 各位

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

同一建物減算の届出について (依頼)

日頃より、本市の介護保険制度の運営についてご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
訪問介護事業所、介護予防訪問介護サービス事業所では事業所ごとに、訪問介護費の同一建物減算の適用の有無を確認するために、「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」を作成する必要があります。

計算の結果、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合が90%を超える場合は、下記のとおり書類をご提出ください。

90%を超えない場合には計算書の提出は不要となりますが、作成した計算書は少なくとも5年間は保管する必要があります。

記

1. 提出書類 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書  
②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表  
③訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書  
※①②については体制状況が変更するときのみご提出ください。  
※90%を超える場合でも正当な理由がある場合にはその理由が分かるものもあわせてご提出ください。
2. 判定期間 令和7年度前期 (令和7年3月から8月末まで)
3. 提出先 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4  
さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課 事業者係 宛て
4. 提出期限 令和7年9月12日 (金) (厳守)
5. ホームページ 「同一建物減算の届出について (訪問介護・介護予防訪問介護サービス)」  
URL <https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/018/011/p116402.html>

【担当】

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課  
事業者係 石橋、三上  
電話 048-829-1265  
Fax 048-829-1981  
Mail [kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp](mailto:kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp)